

## 通 知 預 金

(平成 28 年 6 月 22 日)

1. 商品名	・通知預金
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定めはありません。(ただし、7日間の据置期間が必要です。)
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入できます。 ・10,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・解約時に一括して払戻します。(ただし、解約する日の2日前までに通知が必要となります。)
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算を行います。
7. 税金	・個人…20%の源泉分離課税(国税15%・地方税5%) ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ・法人…総合課税
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・個人のもものはマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払戻します。
11. 金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。または窓口にお問い合わせください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・<b>苦情処理措置</b></p> <p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。</p> <p>【窓口：新栄信用組合 お客様相談室(事務管理部)】</p> <p>0120-400-103</p> <p>受付日：月曜日～金曜日(祝日及び金融機関の休業日は除く)</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>・<b>紛争解決措置</b></p> <p>新潟県弁護士会 示談あっせんセンター</p> <p>(電話：025-222-5533)</p>

	<p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１）          第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８）          第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）          で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記新栄信用組合お客様相談室、新潟県信用組合協会または下記窓口までお申し出ください。また、お客様から前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。</p> <p>① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p><b>【窓口：新潟県信用組合協会 新潟地区しんくみ苦情等相談所】</b>          受付日：月曜日～金曜日（祝日及び金融機関の休業日は除く）          受付時間：午前９時～午後５時          電話：０２５－２４７－７４３３          住所：〒９５０－００８８ 新潟市中央区万代１－１－２８</p> <p><b>【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</b>          受付日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く）          受付時間：午前９時～午後５時          電話：０３－３５６７－２４５６          住所：〒１０４－００３１ 東京都中央区京橋１－９－１          （全国信用組合会館内）</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</li> </ul>